

○広島大学大学旗規則

平成16年4月1日規則第132号

広島大学大学旗規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学旗に関し必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

第2条 本学の大学旗は、次のとおりとする。



第3条 大学旗の色彩及び寸法の割合は、次のとおりとする。

(1) 色彩は、地のグリーンをDIC色番379、大学、HIROSHIMA及びドットのゴールドをDIC色番798、フェニックスのシルバーをDIC色番946とする。

(2) 寸法の割合は、次のとおりとする。



グリッド線の縦横の比率は1対1。大学旗の比率は横14.66対縦10

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、大学旗に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。